

対象規格	JIS G 1228-1（鉄及び鋼—窒素定量方法—第1部：アンモニア蒸留分離アミド硫酸滴定法）
------	---

コメントタイプ：ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果：原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・ 図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査コメント	
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	理由及び審議内容
三者委員会	2022/6/24	4001		田中	5		ge	JIS G 1201では、「滴定法で用いる滴定用溶液の名称は、JIS K 8001に倣って“（濃度）〇〇溶液”とする。」となっていますが・・・。	アミド硫酸標準液で滴定する。 → アミド硫酸溶液で滴定する。	採用	
三者委員会	2022/6/24	4002	JSA	堤	6.5		ed	点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。		修正採用	操作方法を詳細に記載したもので、技術的内容の変更ではないと判断して、本文の点線の下線を削除します。
三者委員会	2022/6/24	4003		田中	6.10 6.11		ge	同上（以後の文章中也同様に修正）	アミド硫酸標準液 → アミド硫酸溶液	採用	アミド硫酸溶液A（N：500 µg/mL） アミド硫酸溶液B（N：100 µg/mL）
三者委員会	2022/6/24	4004		田中	6.10		te	使用するアミド硫酸は、JIS K 8005に規定する容量分析用標準物質と指定しています。したがって、文章を右欄のように修正してはいかがでしょうか？ なお、乾燥条件は特定されるので、「注記」は不要のため削除する。	アミド硫酸（JIS K 8005の 附属書B ）を、試験成績書又は添付文書に記載された乾燥条件で乾燥する。 → JIS K 8005に規定されたアミド硫酸（容量分析用標準物質）を、試験成績書又は添付文書に記載された乾燥条件で乾燥する。	採用 原案まま	アミド硫酸の記載は、採用します。 注記は、現行規格がISO規格の乾燥方法を記載していることから、参考情報として記載しています。
三者委員会	2022/6/24	4005	JSA	堤	6.10	注	ed	字句修正	「ISO 10702」→「対応国際規格」？	採用	
三者委員会	2022/6/24	4006	JSA	堤	6.11			アミド硫酸標準液Bは、使用の都度、調整することに変更したことを、対比表に記載してはどうでしょうか。		修正採用	技術的変更ではないと判断して、本文の点線の下線を削除します。
三者委員会	2022/6/24	4007		田中	6.12		te	JIS K 8001では、指示薬の調製に使用するエタノールは通常（95）です。添加量は少ないのに、敢えて（99.5）を使用する必要はありますか？	エタノール（99.5） → エタノール（95）	原案まま	対応国際規格が99.5%を規定しており、国内でも従来から99.5%を使用しています。
三者委員会	2022/6/24	4008		田中	7.2		ed	送り仮名の修正（以後の文章中也同様に修正）	取入れ口 → 取入口	採用	
三者委員会	2022/6/24	4009		田中	7.2	図1, 図2	ge	e及びfの記号説明“取入れ口（・・・）”の（・・・）の記述が不正確で理解できません。右欄（旧規格）のように修正する？	e：取入れ口（水蒸気発生器） → e：水蒸気発生フラスコへの水の取入口 f：取入れ口（蒸留フラスコ） → f：蒸留フラスコへの水酸化ナトリウム溶液の取入口	修正採用	「e：水蒸気発生フラスコへの水の取入口」 「f：蒸留フラスコへの水酸化ナトリウム溶液及び試料溶液の取入口」と修正します。
三者委員会	2022/6/24	4010		田中	7.2	図1	ge	図中の数字1, 2は、栓ではなくすり合わせコックのように描かれています。、“すり合わせコック又は栓”としなくてもよいですか？（本文中も修正の必要があります。）		修正採用	7.2の本文の記載を次のように変更します。 「...の底部の小管には、ピンチコックを付けたゴム管、すり合わせコックなど（以下、栓という。）を備える。」 図の記号説明は、“栓”のままとします。
三者委員会	2022/6/24	4011		田中	9.1		ed	漢字に変更	すべての → 全ての	採用	
三者委員会	2022/6/24	4012		田中	9.2.1	b)	ed	“慎重に加えて” ← 具体的な記述になりませんか？		採用	「少量ずつ加えて」とします。
三者委員会	2022/6/24	4013		田中	9.2.3	a)	ed	数値と単位の間スペースを挿入	水約2Lを入れる。 → 水約2 Lを入れる。	採用	

三者委員会	2022/6/24	4014		田中	10	c) 注記	ge	この注記の文章だけでは理解しにくいので、細分簡条6.6のところで「選択する過酸化水素」について加筆するなど工夫できませんか？		採用	「過酸化水素に窒素化合物を含むことがあり、特に注意が必要とされている。」とします。
三者委員会	2022/6/24	4015		田中	JA	7.2 d)	ed	“ISO”を挿入	前の規格である 377-2 を引用 → 前の規格である ISO 377-2 を引用	修正採用	「ISO 14284に置き換えられる前の規格であるISO 377-2を引用している。」と修正します。併せて、[12 d]も「ISO 5725-2に置き換えられる前の規格であるISO 5725で解析し」と修正します。
三者委員会	2022/6/24	4016	JSA	堤	附属書JA	3 d)	ed	記載内容変更	「JISは、JIS G 1201の簡条3を定義した。」→ 「JISは、JIS G 1201の簡条3を引用した。」？	採用	
三者委員会	2022/6/24	4017	JSA	堤	附属書JA	対応国際規格の簡条番号6 d)	ed	字句修正	「ISO規格14284」→ 「ISO 14284」	採用	
三者委員会	2022/6/24	4018	JSA	堤	附属書JA	対応国際規格の簡条番号6 d)	ed	字句追加	「377-2」→ 「ISO 377-2」	採用	
三者委員会	2022/6/24	4019	JSA	堤	附属書JA	12 d)	ed	字句追加	「一致規格」→ 「国際一致規格」	採用	
三者委員会	2022/6/24	4020	JSA	堤	附属書JA	対応国際規格の簡条番号9 d)	ed	字句変更	「規定する」→ 「規定している」	採用	
三者委員会	2022/6/24	4021	JSA	堤	附属書JA	対応国際規格のAnnex B Annex C d)	ed	字句変更	「記載する」→ 「記載している」	採用	